



環境トピックス

問い合わせ先 環境課 ☎ 40-5559



とちぎの環境美化県民運動に参加・ご協力を！今年5月26日！

毎年5月30日（ゴミゼロの日）を中心に行われている一斉清掃（とちぎの環境美化県民運動）を今年は5月26日（日）に実施します。

実施の方法は、自治会及び市内の企業を基本とし、それぞれの計画により実施をお願いいたします。

なお、収集したごみの持ち帰り運動を実施していただきます。収集されたごみはご自宅へ持ち帰り、分別したあと指定の収集日に出してください。

※道路・公園など公共の場所のごみを収集し、私有地のごみについては収集しないでください。また、公共の場所にタイヤや廃家電などが投棄されている場合は収集しないで環境課までご連絡願います。

石橋地区のごみ分別方法が4月1日から変わりました

■分別の対象となるもの
商品の中身を使ったり食べたりして不用になる、プラスチック製の容器及び包装です。

○具体例

袋類、フィルム・ラップ類、ふた類、ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ネット類



このマークが目印です。

■石橋地区ゴミ分別に関するQ&A

Q&A

分別が始まってから、お問い合わせのあった主な内容は次のとおりです。

Q シールやラベルがはがれない場合はどうするのですか？
A はがれない場合は、そのまま出してください。

Q レジ袋も対象になっているが、ごみ袋として利用しても良いでしょうか？
A 透明または半透明の袋であれば、ごみ袋として利用して問題ありません。

Q プラスチックの商品そのものは分別の対象になりますか？
A おもちゃなどのプラスチックの商品は対象になりません。これまでどおり「燃えるごみ」として出してください。

Q シャンプーなどのボトルは分別の対象になりますか？
A 分別の対象になります。圧縮梱包に支障をきたすのでボトルとポンプを別々にして一緒にの袋に入れて出してください。

Q 袋類やトレイ類などそれぞれ別の袋に分別するのでしょうか？
A プラスチック製容器包装であれば、すべて同じ袋に入れて出してください。

生ごみ処理機器・処理容器（コンポスト）設置費の補助

生ごみの減量化・資源化を図るため、市では生ごみの家庭処理を推進しています。生ごみ処理機は、ごみの減量化につながるだけでなく、生ごみのいやな臭いや排出時の汁だれ等衛生面での問題解決に有効です。

生ごみ処理機器及び処理容器（コンポスト）の設置費用を次のように補助していただきますので、ご活用ください。

○生ごみ処理機の補助
設置費の2分の1を補助します。限度額は、20,000円です。

○生ごみ処理容器（コンポスト）の補助
設置費の2分の1で1世帯2基までを補助します。限度額は、1基4,000円です。

○生ごみ処理容器（コンポスト）の補助
設置費の2分の1で1世帯2基までを補助します。限度額は、1基4,000円です。